

地方議員年金制度見直しについての総務省の対応方針に対する意見書

去る平成 22 年 12 月 3 日、総務省から地方議員年金制度見直しについての対応方針が示されたが、その内容は、市町村の合併特例に関する法律第 58 条第 3 項の「国は市町村の合併の進展に伴う地方公務員等共済組合法第 151 条第 1 項に規定する市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとする。」を大きく逸脱し、制度廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用の財源は、毎年度、現議員の標準報酬月額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することを基本的な考え方とするほか、平成 23 年度にいたっては前年度比 5 倍強の給付費負担となるなど、疲弊している地方財政に与える影響は甚大である。

国も一定の財政措置を予定していると考えるが、地方議員年金制度が立ち行かなくなったのは、平成の大合併の大規模かつ急速な進展等により、年金財政の支え手である市町村議会議員が短期間のうちに 4 割減少するとともに、年金受給者が 2 割増加したことによるものであるという事実を直視し、新年度の予算措置を行うべきである。

よって本市議会は国に対し、地方議員年金制度廃止への円滑な措置と、廃止に伴う地方公共団体の負担軽減を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 23 年 2 月 22 日

貝塚市議会